

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和2年4月 20 日(月)午前 11 時 51 分～午後0時 10 分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 大野慎治 副委員長 榊谷規子 委員 谷平敬子
委員 黒川 武 委員 須藤智子 委員 井上真砂美
委員 関戸郁文

説明者 健康福祉部長 山北由美子、行政課長 佐野剛、市民窓口課長 近藤玲子

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
請願第1号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書	全員賛成 一部採択

◎委員長（大野慎治君） 全員協議会に引き続き、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会において継続審査となっています請願第１号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」について審査するものです。何分、緊急事態宣言中の委員会でありますので、できる限り簡潔な審査をしたいと委員長は考えておりますので、ご協力のほど宜しくお願い致します。

また、本日は説明員として、健康福祉部長、市民窓口課長、そして行政課長がいらっしゃっております。部長からのご挨拶はたいへんご無礼ではございますが省略させていただきます。

それでは、まずこれより審査に入ります。請願１号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」について議題といたします。紹介議員の補足説明はよろしいですね。省略させていただいて、これよりただちに質疑に入ります。質疑はございせんか。

◎委員（関戸郁文君） ちょっとおさらいになるかもしれませんが、この２つの意見書でまとめられませんかということで、前回私の方から提案させていただきました。その２つというのはですね、国及び愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してくださいというところの、１．国に対する意見書・要望書の中の、②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください、というのが一つと、２．愛知県に対する意見書・要望書で、これも②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。この２つを提案させていただきました。

ここで行政の方にお尋ねしたいところがあるのですが、この２つを挙げることによって、岩倉市の健康保険の体制がより良くなっていくのかどうかというところをまずは確認させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 国民健康保険の国庫負担を引き上げることについては、被保険者の負担軽減につながるような状況になるという風に考えますので、要望していただくことはよいのではないかというふうに考えます。

また、精神障害者の医療費助成については、岩倉市では一般疾病の方についても医療費助成をしております。精神障害者の方の１・２級の手帳を持っていいらっしゃる方については、一般疾病についても助成をしているというところ

ころで、また自立支援医療の方についても、精神障害者の医療費助成を市単独で実施をしているという状況がありますので、県のほうが対象としてもらえるならば、市の財政的な負担が減るということで、要望していただくことは良いというふうに考えております。

◎委員長（大野慎治君）　ありがとうございます。　他に質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君）　意見書のほうは、市の当局の方々も市として要望してもらおうと良いというような意見を頂いたのですが、これを最初いただいた時に、請願文書の表の所の趣旨やら始めとかに、あまりにも私の考えとは違うことが最初に書かれておりまして、特に政治的な国の政治関係、趣旨の所なのですが、意見書の個別の観点にしますと、岩倉市としては望ましいというふうに考えられるんですが、趣旨の文面はちょっと自分の考えと違うなと思いながら読ませていただいております。という意見でよろしいですか。

◎委員長（大野慎治君）　すみません、議員間討議で言っていただくことで。すみません、ちょっとお待ちください。他に質疑はございませんか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君）　暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（大野慎治君）　休憩を閉じ、再開させていただきます。

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君）　ないようですので、質疑を終結します。

次に委員間討議に入ります。発言する委員は挙手をお願いします。すみません、井上委員、大変失礼いたしました。

◎委員（井上真砂美君）　井上です。請願書のほうの趣旨について、議員の方々どう思われますか。安倍政権についてということで、いろいろ書かれているのでちょっと気になるところでございます。

他の、先ほど話がありました国民健康保険の国庫負担、抜本的に引き上げを求める意見書やら、福祉医療を守り拡充を求める意見書については同意できるものですが、趣旨が自分の心の中でなかなか納得できないものがたくさんありまして、ちょっと迷ってしまっておったのですが、他の議員の方、意見がありましたらお願いいたします。

◎委員（須藤智子君）　やはり、先ほど木村議員さんも言われましたけど、この趣旨につきましては、提出者のそういう考えがありますので、なかなか

そういうことは、やはり趣旨に書いてあることが気に入らないから反対ということも言えないと思いますので、それは勘弁、我慢していただくしかないかなと思います。だけど次回からちょっと柔らかくして頂くとか、そういうこともお願いしていききたいなということは思っております。

それから意見書につきましては、やっぱり岩倉市が良くなる方向であれば、私は提出するのは何ら異議ございませんので、よろしくお願いします。

◎委員（黒川 武君） 井上議員がおっしゃられたことは、それぞれ我々は政治的な信条とかそういうものを持ちながら日々議員活動を行っているので、それはそれできちっと尊重されるべきことだろうと。ただそれが全体の意思となるかは別です。従いまして、今のものについては、この委員会でそういった意見があったということは、これは委員長に委ねまして、委員長が委員長報告の中で触れるかどうか、その辺は委員長の御判断にお任せしておけばよろしいかなと思います。

◎委員長（大野慎治君） 委員長として、いただいたご意見は報告の中で一部述べさせていただきますので、よろしくお願い致します。

谷平委員はご意見よろしいですか。

◎委員（黒川 武君） この後討論、採決といくわけでございますけれど、たとえ一部採択であっても、それにつきましては国・県の方にそれぞれ委員会提出議案として意見書を提案させていただくことになる。先ほどもお聞きしましたが、その際の意見書（案）については、先ほどお配りされたものを意見書（案）としていくといったふうな理解の仕方でよろしいでしょうか。

◎委員長（大野慎治君） 委員長としてはそのように考えております。また、みなさんからご意見いただいて修正するところがあれば、報告は5月の臨時会になりますので、みなさんからいただいた意見を踏まえて、最後提出することになると思いますのでよろしくお願い致します。

他に発言する委員はいらっしゃいませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 他に討議する事項はないようですので、討議を終結させていただきます。

各委員から今いただいた御意見を集約させていただきますと、請願の4ページ目の、国及び県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください、国に対する意見書・要望書 ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってくださいと、2. 愛知県に対する意見書・要望書の（1）福祉医療制度についての、②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立

支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください、の２点について、一部採択とする提案がございました。

お諮りします。請願第１号については、一部採択することに同意する委員の挙手を求めます。

◎委員（黒川 武君） ちょっとごめんなさい。もうすでに採決に入りますか。

◎委員長（大野慎治君） 採決に入ります。

◎委員（黒川 武君） で、討論は。

◎委員長（大野慎治君） 討論する前に、今、合意がほぼ取れていると委員長として判断しましたので、討論ではなく、いま関戸委員からも、須藤委員からも提案がございましたので、提案内容を受けて、一部採択の討論ではなく、一部採択についての採決に入ると。

◎委員（黒川 武君） 採決に入るのはいいいんだけど、採決の前に討論という手続きがあるんですよ。だから、討論を省略するなら省略するで、そのことについて委員会の中に諮らないとだめなんですよ。

◎委員長（大野慎治君） 今までの議事録を見ますと、一部採択の提案があった時に討論を求めるということは、一旦は、今まで僕確認しましたが、議事録上なかったんですが。そうしましたら……。

◎委員（梶谷規子君） 委員間討議の中で合意が取れたというように、委員長が判断をした。

◎委員長（大野慎治君） 判断をしたので、今そういうふうに述べさせていただきましたので、反対のご意見があれば討論に入りますが。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開させていただきます。

もう一度、もとい、今発言した発言を取り消しさせていただいて、もう一回言わせていただきます。各委員より請願項目の【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。１．国に対する意見書・要望書、②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください、２．愛知県に対する意見書・要望書の（１）福祉医療制度についての、②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください、の一部採択のご意見がございました。それに対して提案がございましたが、それに対して賛成反

対の討論はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、討論ではなく、今述べた事項について、一部採択する提案がございましたので、請願 1 号について一部採択することに同意する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

よって請願第 1 号は、「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」は一部採択することに決しました。

以上で、当委員会に付託された議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案については正副委員長にご一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、厚生・文教常任委員会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。